

## ZEUS WiMAX 対応端末販売規約

株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」といいます。）は、当社が開設するインターネット上のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）において、ZEUS WiMAX 対応端末販売規約（以下「本規約」といいます。）に基づき ZEUS WiMAX サービス（以下「本サービス」といいます。）に対応した端末機器及び付属品（以下「ZEUS WiMAX 端末」といいます。）を販売します。

### 第1条（本規約の適用）

1. お客様は、ZEUS WiMAX 端末の購入にあたっては、本規約に同意していただく必要があります。当社は、お客様が ZEUS WiMAX 端末の購入を申し込んだ時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなします。
2. 当社が本サイトに別途提示する諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成します。

### 第2条（本規約の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約その他本規約に付随して当社が別に定める事項（以下「本規約等」といいます。）を変更することがあります。なお、本規約等が変更された場合には、以後、変更後の本規約等を適用するものとします。
2. 当社は、本規約等を変更する場合は、変更後の本規約等の内容及びその効力発生時期について、本サイトに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

### 第3条（端末売買契約の申込みができる者の条件）

本サイトにおいて ZEUS WiMAX 端末の購入に係る契約（無償で ZEUS WiMAX 端末を提供する場合を含み、以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを希望する者は、当社が別に定める本サービス契約に関する規約及び諸規定にあらかじめ同意するものとします。

### 第4条（端末売買契約の申込み）

1. 端末売買契約の締結を希望するお客様は、当社所定の方法により本サイト上で必要事項を入力し、本規約等に同意のうえで申し込んでいただきます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) お客様が他の端末売買契約に基づき購入した ZEUS WiMAX 端末について、配送業者から当社に対し、お客様への引渡し完了した旨の連絡がなされていない場合。

- (2) お客様が当社の ZEUS WiMAX オプションサービス規約に定める端末あんしんオプションサービスを利用している場合であって、当該規約に基づき請求された ZEUS WiMAX 端末の交換が完了していない場合。
  - (3) お客様が前項の申込みにおいて当社に対して虚偽の申告を行った場合。
  - (4) お客様が本規約等に基づき生じる債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
  - (5) ZEUS WiMAX 端末の配送先として日本国外の住所が指定されている場合。
  - (6) その他当社が申込みを承諾することにつき不相当と判断した場合。
3. 当社は、お客様が未成年者である場合には、第1項の申込みを承諾しません。

#### **第5条（端末売買契約の成立）**

1. 端末売買契約は、当社が前条に基づく申込みの受付を完了し、これを承諾した時点で成立するものとします。
2. 前項の契約成立の承諾通知は、お客様が本サイト上で入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信をもって行います。
3. 当社は、端末売買契約が成立した場合、お客様の契約者識別番号の登録等は、WiMAX 事業者の定める約款に従い、当社が協定事業者を通じて WiMAX 事業者に取次ぎます。

#### **第6条（販売代金等）**

ZEUS WiMAX 端末の販売代金及び送料その他の諸費用（以下「販売代金等」といいます。）は、本サイト等において表示するものとします。

#### **第7条（支払方法）**

本サービス契約の利用料と合算で請求されるものとし、支払方法は本サービス契約に準じるものとします。

#### **第8条（ZEUS WiMAX 端末の引渡し及び所有権の移転）**

1. 当社は、当社の指定する配送業者により ZEUS WiMAX 端末を配送するものとします。
2. 当社は、端末売買契約の締結に際してお客様から申告のあった配送先住所へ ZEUS WiMAX 端末の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. ZEUS WiMAX 端末の所有権は、ZEUS WiMAX 端末の引き渡しが完了した時点で、当社からお客様へ移転するものとします。

#### **第9条（担保責任）**

1. 当社は、契約者等に対して、引渡し時において ZEUS WiMAX 端末が正常な性能を備え

ていることのみを担保し、ZEUS WiMAX 端末の商品性、及び契約者等の使用目的への適合性については担保致しません。

2. 契約者等が当社に対して、契約者等が ZEUS WiMAX 端末を受領した後、1 週間以内に ZEUS WiMAX 端末の性能につき、口頭（電話等）又は書面による通知をなさなかった場合は、ZEUS WiMAX 端末は正常な性能を備えた状態で契約者等に引き渡されたものとして扱います。また、送付の完了をもって、ZEUS WiMAX 端末に対する危険の負担は契約者等に移転するものとして扱います。

#### **第 10 条（非保証等）**

1. 当社は、契約者又は利用者（以下、本条において「契約者」といいます。）が改変等で ZEUS WiMAX 端末に変更を加えたこと、又は、ZEUS WiMAX 端末が正常に作動しない環境下での使用（高温・水濡れ等を含みますがこれらに限りません。）したことにより、契約者が本サービスを正常に利用できない場合について責任を負わないものとして扱います。
2. 当社は、ZEUS WiMAX 端末に動産保険を付保しないものとし、契約者はこれを承認します。
3. 不可抗力やシステム上のトラブル等を起因として、本サービスが実施できなかったことにより、契約者に生じた不利益、損害については、当社は一切の責任を負いません。
4. お客様から別のお客様（以下「譲受人」といいます。）へ譲渡された ZEUS WiMAX 端末に関して、当社は責任を負いません。また、当社が損害を被った場合、お客様はその損害を賠償するものとして扱います。

#### **第 11 条（本商品の交換）**

当社は、お客様の責に帰すべからざる事由による破損、汚損又は水濡れその他の不具合が ZEUS WiMAX 端末に生じている場合であって、商品到着から 1 週間以内に当社所定の窓口へその旨の連絡があったときに限り、ZEUS WiMAX 端末の交換に応じるものとして扱います。この場合、交換に要する送料は、当社が負担するものとして扱います。

#### **第 12 条（端末売買契約の解除）**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様へ通知のうえ、端末売買契約を解除することができるものとして扱います。
  - (1) お客様が本規約等に違反したとき。
  - (2) お客様が支払期限を過ぎてもなお販売代金等の支払いを行わないとき。
  - (3) お客様が指定した配送先に ZEUS WiMAX 端末を配送したにもかかわらず、お客様の不在等により ZEUS WiMAX 端末の引渡しができなかったとき。
2. 当社の債務不履行による場合を除き、お客様都合による端末売買契約の解除を行うこと

はできません。

#### **第 13 条（本サービスの初期契約解除があった場合の取扱い）**

当社は、お客様が電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 第 1 項（初期契約解除制度）の規定に基づき本サービスを解除する場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

#### **第 14 条（端末売買契約の解除があった場合の取扱い）**

1. お客様は、第 12 条（端末売買契約の解除）、第 13 条（本サービスの初期契約解除があった場合の取扱い）に基づき端末売買契約の解除があった場合は、自己の責任と費用負担において、当社が指定する期日までに、当社指定場所へ ZEUS WiMAX 端末を返還しなければなりません。
2. 当社は、端末売買契約の解除に伴い返金を要する場合は、当社に対する ZEUS WiFi 端末の返還が完了した後、当社所定の方法により返金を行います。

#### **第 15 条（ZEUS WiMAX 端末の返還）**

1. お客様は、第 11 条（本商品の交換）、第 14 条（端末売買契約の解除があった場合の取扱い）の場合において、ZEUS WiMAX 端末を当社指定場所へ速やかに返還するものとします。なお、返還においては追跡可能な宅配又は郵便を使用するものとします。また、第 14 条（端末売買契約の解除があった場合の取扱い）の場合において、返送にかかる費用は契約者に負担していただきます。
2. 前項の場合において、お客様が ZEUS WiMAX 端末を返還しなかった場合、追跡可能な宅配又は郵便を使用せず返還した結果 ZEUS WiMAX 端末を当社が受領できなかった場合、又は返還された ZEUS WiMAX 端末にお客様の責に帰すべき事由による破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、当社に対し、同一商品に設定されている販売価格（条件に応じて複数の価格が設定されていた場合は、そのうち最高の価格とします。）と同額（当該商品にかかる当社からの返金が未了の場合は、その販売価格から当該返金額を控除した額）を支払うものとします。
3. お客様が ZEUS WiMAX 端末を返還する際、ZEUS WiMAX 端末以外の物を同梱していた場合、当社はお客様が当該物品の所有権を放棄したものとみなし、破棄するものとします。破棄に起因して契約者等に生じた損害等については、当社は一切の責任を負わないものとし、破棄に過分の費用を要する場合は、お客様に着払いにて返還するか、破棄に要した費用をお客様に請求するものとします。

#### **第 16 条（個人情報の取扱い）**

当社は、ZEUS WiMAX 端末の販売にあたってお客様から取得した個人情報について、当社

が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

#### **第 17 条（不正申込の取扱い）**

1. 当社は、ZEUS WiMAX 端末の購入の申込みに関して、ZEUS WiMAX 端末の配送がなされたか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為があったと疑われる場合、本人確認のためにその申込みの支払いに係るクレジットカードの名義人及びその発行会社に対して、その申込みに係る情報を開示し、又は確認を実施するものとします。
2. 当社は、ZEUS WiMAX 端末の購入の申込みが本人によるものでないと判断したときは、その端末売買契約を無効とします。

#### **第 18 条（免責）**

当社は、本サイト等の利用及び本サイト等において販売される ZEUS WiMAX 端末に関連してお客様その他第三者が被る損害、損失、不利益について、本規約等に定めるほかは、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。

#### **第 19 条（法令等の遵守）**

お客様は、本サイト等において購入した ZEUS WiMAX 端末について、関連する全ての法規、規則及び命令等を遵守していただきます。

#### **第 20 条（合意管轄裁判所）**

本規約等に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 21 条（準拠法）**

本規約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2022 年 5 月 13 日制定

2024 年 2 月 26 日改定